

装官人第187号
27. 10. 1
一部改正 装官人第4879号
令和4年3月30日

長官官房総務官
長官官房人事官
長官官房会計官
長官官房監察監査・評価官
長官官房各装備開発官 殿
長官官房艦船設計官
各部長
施設等機関の長

長官官房審議官
(公印省略)

防衛装備庁の表彰等に関する運用要領について（通知）

標記について、別紙のとおり定めたので通知する。

添付書類：別紙「防衛装備庁の表彰等に関する運用要領」

防衛装備庁の表彰等に関する運用要領

1 防衛装備庁の表彰等について（通達）（装官人第49号。27. 10. 1）（以下「通達」という。）第2項関係

- (1) 第1号に定める功績に基づく賞詞の授与基準は、表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）第3条から第7条のとおりとし、職務遂行上の功績は別表のとおりとする。ただし、自衛官に対する累積の功績に基づく賞詞の授与基準は、次のとおりとする。

ア 防衛装備庁に原則として2年以上勤務していること。

イ 前回の賞詞を受賞以後、原則として3年以上経過していること。

ウ 防衛装備庁において、累積の功績に基づく賞詞の受賞歴がないこと。

エ 賞詞の級の基準は、原則として次のとおりとする。

(ア) 4級賞詞・・・幹部任官後、賞詞受賞歴のある者

(イ) 5級賞詞・・・4級賞詞に該当しない者

- (2) 各年度における第1号に基づく賞詞の級別授与数は、次の率を基本として、長官官房各官、各部及び施設等機関に示すものとする。ただし、3級賞詞については、防衛装備庁全体の授与数とする。

ア 3級賞詞・・・毎年4月1日の防衛装備庁の現在員に0.018を乗じて得た数

イ 4級賞詞・・・毎年4月1日の防衛装備庁の現在員に0.072を乗じて得た数

ウ 5級賞詞・・・毎年4月1日の防衛装備庁の現在員に0.126を乗じて得た数

- (3) 各号に基づき賞詞を授与しようとする職員のうち、次のいずれかに該当する者は、表彰の選考対象者から除外するものとする。ただし、監督責任による戒告以下の処分を受けた者は、表彰の選考対象者とすることができる。

ア 懲戒処分として降任又は停職の処分を受けた日から2年を経過しない者

イ 懲戒処分として減給又は戒告の処分を受けた日から1年を経過しない者

ウ 懲戒処分は受けていないが、表彰と相殺される規律違反があった日から6箇月を経過しない者

- (4) 第2号に規定する車両の操縦者には、本来の業務の外、官用車の運転を兼ねて行う者を含むものとする。

- (5) 各年度における第3号に基づく賞詞の級別授与数は、別に示すものとする。

2 通達第3項関係

通達第3項に定める功績に基づく賞状の授与基準は、表彰等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第49号）第11条から第15条のとおりとし、職務遂行上の功績は別表のとおりとする。

3 通達第5項関係

- (1) 第1号に基づき、各部が実施する賞詞の上申にあつては、賞詞の授与に該当すると認められた者が上申日において所属する各官、各課長が、各部に示された級別授与数について、部内で調整を行った上で上申するものとする。
- (2) 別記様式第1から別記様式第4により賞詞の上申を行う場合には、推薦序列欄の序列毎に、別表「職務遂行功績の細部基準」の功績区分欄に規定する功績の種別記号を表示するものとする。
- (3) 賞詞及び賞状の上申にあつては、該当する賞詞及び賞状の級に見合う具体的な功績があった者を上申するものとする。特に、第2級賞詞及び第3級賞詞並びに賞状の上申にあつては、具体的な功績について、その内容を厳格に精査し上申するものとする。

4 通達第7項関係

第1号に基づき、職員以外の者又は団体に対して感謝状を贈与しようとする場合において認める功労とは、防衛装備庁の業務に著しく貢献するとともに、我が国の防衛力の充実に多大な寄与をしたと認められるもので、次に該当する場合とする。

- (1) 研究開発の推進、試験の円滑な実施、防衛装備庁が使用する施設の取得及びその他の所掌事務の遂行に貢献した。
- (2) 装備品等の調達に関する契約に当たり、徹底した品質管理又は積極的な技術改良により、装備品等の性能の信頼性及び品質の向上に貢献した。
- (3) 装備品等の調達に関する契約に当たり、積極的に生産性の向上に努力し、経済的な調達に貢献した。
- (4) 装備品等の調達に関する契約に当たり、特に、困難な諸条件を克服し、その履行の完遂に貢献した。
- (5) その他防衛省が行う各般の施策に積極的に協力した。

職務遂行功績の細部基準

技術研究開発上の功績 (A)	(1) 将来、技術開発に応用が期待される研究上の問題点解明にあたり、積極的努力をし、かつ、その成果が認められる者又は組織 (2) 技術開発構想の策定に伴う最適システム及び基本開発計画選定にあたり、積極的努力をし、かつ、その成果が認められる者又は組織 (3) 技術研究開発上の重要な問題点の解明及び効果的な技術研究開発業務推進にあたり、積極的努力をし、かつ、その成果が認められる者又は組織 (4) 装備品等の創製又は重要な改善に伴う考案、設計、試作及び技術試験にあたり、積極的努力をし、かつ、その成果が認められる者又は組織 (5) 研究開発要員の指導にあたり、積極的努力が大と認められる者又は組織 (6) 部外の各種団体等から受けた表彰が、防衛装備品の研究開発に将来応用が期待されるものと認められた者又は組織 (7) その他、上記各号に準ずると認められる功績のあった者又は組織
業務処理若しくは業務上の改善の功績 (B)	(1) 困難かつ多忙な業務によく耐え、積極的努力をもってその責を果たした者又は組織 (2) 業務処理について、有意義な建議・提案等を行い実務上改善合理化に寄与した者又は組織 (3) 組織内過誤を未然に防止または救済した者又は組織 (4) 他省庁との調整にあたり、良好な結果を得た者 (5) 研修等の成績が特に良好なものと認定された者 (6) 通常業務以外に特命事項等を良く遂行した者 (7) その他、上記各号に準ずると認められる功績のあった者又は組織
累積の功績 (C)	(1) 長期間にわたり魅力ある職場作り等、防衛装備庁の組織運営上に貢献した者又は組織 (2) 職員の教育及び指導に貢献した者又は組織 (3) 防衛装備庁に対する内外の評価を高めた功績又は組織 (4) 委員会業務等恒常業務以外の特命事項をよく遂行した功績